

「バリューチェーン脱炭素促進利子補給金」の取扱開始について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）は、環境省「令和 8 年度バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業」の指定金融機関に採択されたことを受け、下記のとおり利子補給事業の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本事業は、バリューチェーン全体の脱炭素に資する設備投資を促進し、CO₂の排出削減を目的としたもので、脱炭素に資する設備投資のうち所定の条件を満たす融資に対して利子補給を行うものです。

当行では、本事業を活用しながらお客さまの脱炭素・省エネルギーへの取組みを積極的に支援し、環境課題・社会課題の解決や持続可能な社会の実現に資するサステナブルファイナンスの拡大に取り組んでまいります。

記

【事業概要】

制 度 名	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業
所管省庁	環境省
資金使途	脱炭素に資する設備投資 (例) 太陽光発電設備（ペロブスカイト型に限る。） 次世代自動車（ハイブリッド自動車など）または低排出ガス認定自動車 省エネ性能の高い機器への更新（製造設備、LED照明、空調設備等）
融資金額	10 億円以内
融資利率	当行所定の利率
利子補給	利子補給期間：最長 3 年間 利子補給率：最大 1.000%
融資形式	証書貸付
返済方法	元金均等返済
申請期限	2027 年 1 月 2 9 日（金）
そ の 他	事業者自ら CO ₂ 排出量の算出が必要

（注） お借入れにはその他諸条件がございます。また、審査の結果により、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

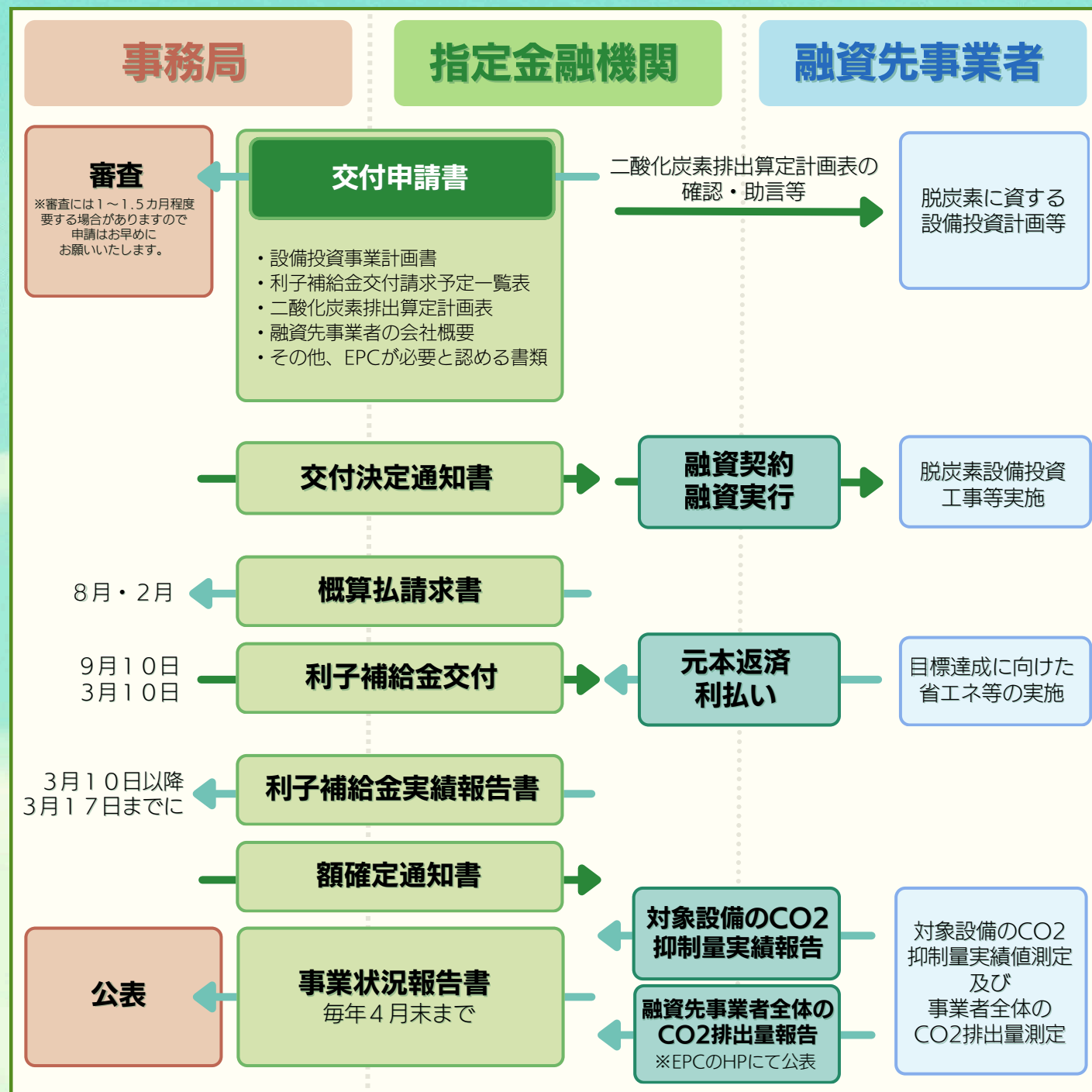
（以 上）

SDGs (Sustainable Development Goals)

2015 年に国連で採択された持続可能な開発目標であり、2030 年までに解決すべき世界的優先課題 17 目標と目標を達成するための 169 のターゲットが示されています。

利子補給の対象は、脱炭素に資する設備投資に対する融資に限ります。

交付申請フロー



ご不明な点は、お取引金融機関にお問い合わせください。

令和8年度版

脱炭素化推進のための利子補給事業

(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業)

環境省利子補給事業

脱炭素に資する設備投資に対する融資の利息の最大1.0%を補給します。

利子補給率 ※1

最大 **1.0%**

利子補給期間 ※2

最大 **3年間**

利子補給金支払 ※3

年 **2回**

1案件当りの
交付対象融資額 ※4

最大 **10億円**

※1 貸付利率1.1%以上→利子補給率=1.0%。貸付利率1.1%未満→利子補給率=貸付利率-0.1%。
なお、貸付利率が0.1%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。

※2 融資の償還期限が先に到来する場合にあっては、該当期限までになります。

※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。

※4 シンジケートローンの融資上限額は30億円になります。(但し、1行当たりの融資上限額は10億円です。)

(注) 申請にあたっては、公募要領と交付規程を必ずご確認ください。

また、交付の対象となる融資の要件は、交付決定もしくは交付方針決定初年度の交付規程によります。



利子補給金の申請に必要な書類

- ▶ 交付申請書
- ▶ 利子補給金交付請求予定一覧表
- ▶ 工事費見積書、及び 工事費試算表
- ▶ その他EPCが必要と認める書類
- ▶ 設備投資事業計画書
- ▶ 二酸化炭素排出算定計画表
及び 根拠資料
- ▶ 融資先事業者の会社概要

その他、バリューチェーン脱炭素型の指定金融機関が申請する場合は、バリューチェーンに関する疎明資料及び削減計画が必要になります。

また、利子補給期間中は毎年4月末に事業状況報告書を提出する必要があります。



交付決定後の注意事項

以下の変更を行う場合は、あらかじめEPCに融資条件等変更承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。

- ▶ 償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の
融資条件等が変更になった場合
- ▶ 融資が中止、または取り下げとなった場合
- ▶ 資金使途が変更になった場合



※なお、初回の交付決定利子補給金総額が上限となり、それを上回る変更は認められません。変更後の利子補給金総額が変更前の利子補給金総額を上回る場合は、利子補給交付の最終回にて差分を差し引いてください。

※※金融機関の合併又は統合など、金融機関の体制が当初の応募内容から変更される場合は、EPCへ事前に相談の上、本公募要領に定めた様式3、様式4-1又は様式4-2に記載し、変更事項に関するエビデンスを添付の上、申請をして下さい。



対象となる取組事例の紹介

事例1

利子補給金を活用した融資により、蛍光灯照明をLED照明へ交換工事を行うことにより二酸化炭素排出抑制につながった。



事例2

利子補給金を活用した融資により、工場の空調設備を省エネタイプの設備に入れ替えることにより、空調設備の消費電力を削減し、電気代と二酸化炭素排出量抑制につながった。

事例3

利子補給金を活用した融資により、風力発電設備を設置し、電気代の大幅な削減と二酸化炭素排出抑制を実現した。



Q&A

よくある質問と回答



Q

どのような融資が
利子補給の対象となりますか

A

交付規程第4条の要件を満たす省エネ・再エネ設備融資が対象になります。

【具体例】

- ・ペロブスカイト型太陽電池
- ・次世代自動車 または
低排出ガス認定自動車
- ・バイオマス発電設備
- ・水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器への更新
(製造設備、LED照明、空調設備等)

Q

車両を購入するための融資の場合、
どのような車両が利子補給の対象
となりますか。

A

次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車）

または、低排出ガス認定自動車（平成28年排出ガス規制適合車等）の車両本体が対象となります。

ご申請時、申請いただく車両の形式から上記のいずれに該当する車両かを、根拠資料の添付と共に申請書内にご記載ください。

車両の種類がご不明な場合は、車両メーカーなどへお問い合わせいただき、申請時にはメーカーなどに確認した内容を添付して申請をお願いいたします。

なお、車両の場合の利子補給対象範囲は、原則車両本体価格のみとなり、オプション費用や税金や保険等の付帯費用は対象外となります。

Q

太陽光発電設備の申請は
今まで通り可能ですか？

A

令和8年度より、太陽光発電設備の要件に変更があります。

交付規程第4条に記載の

- ・太陽電池はペロブスカイト型に限る。
- ・自然環境の保護や安全性の確保、景観の保護
など地域共生に配慮すること。

が要件となりますので、よくご確認の上、ご申請をお願いいたします。

Q

手許資金やつなぎ融資で支払い
をした費用は、利子補給の対象
になりますか。

A

交付申請書提出日以降の手許資金やつなぎ融資で支払をした費用で、金銭消費貸借契約に1本化される場合は、対象になります。

その場合、利子補給の計算の起算日は1本化された金銭消費貸借契約の融資実行日になります。

したがって、交付申請書提出日より前の手許資金やつなぎ融資で支払をした費用は、利子補給の対象にはなりません。

なお、手許資金やつなぎ融資の使途が利子補給対象融資の設備のために支払われる必要があります。

